市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

平成25年度から固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を同時発送します

税務課 資産税係（☎(95)0148）

平成24年度まで、課税明細書は3月下旬、納税通知書は4月中旬（固定資産税評価替え年度はそれぞれ約1か月後）に別々に発送していましたが、事務の効率化および経費節減のため、平成25年度から納税通知書の様式を変更し、納税通知書の中に課税明細書を併せて掲載し、同時発送します。

課税明細書の様式がこれまでより小さくなり、納税通知書と同じ大きさとなります。

平成25年度納税通知書の発送は、4月10日頃で、第1期の納期限は4月30日㈫です。

固定資産税・都市計画税の減免

税務課 資産税係（☎(95)0148）

母子または父子世帯や65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯で、固定資産税・都市計画税の納付が困難であり、1月1日現在、次の条件にすべて当てはまる人は減免が受けられます。

該当すると思われる人は減免の申請をしてください。

▼条件

○低所得により、生活のため国・県または市から各種福祉手当、各種年金などの支給を受けている。

○世帯全員が、居住用以外の固定資産を持っていない。

○居住用の宅地の面積が200㎡以下である。

○世帯全員の総所得金額が生活保護法による保護基準の1.1倍を超えない。

▼高齢者のみの世帯の減免に該当する収入金額の例

・70歳以上の高齢者1人の世帯で、年金の収入金額がおよそ210万円以下の場合。

・70歳以上の高齢者2人の世帯で、年金の収入金額がおよそ250万円以下の場合。

※生活保護基準の変更や、世帯の年齢状況等により基準額は毎年変動しますので、納付が困難な人はご相談ください。

▼申請方法 ①印鑑②福祉（年金）手帳・障がい者手帳・年金証書等を持参の上、税務課にある指定様式で納付期限の7日前までに申請してください。

パブリックコメント

―皆さんの意見を募集します―

知立駅周辺整備計画見直し案

知立駅周辺区域では、平成元年度に策定した「知立駅周辺総合整備計画」を基に新たなまちづくりを進めています。この計画は、「連続立体交差事業（平成35年度完成予定）」「駅周辺土地区画整理事業（平成38年度完成予定）」「都市計画道路整備事業」を一体的に実施する計画として、平成10年度に都市計画決定をしました。

「都市計画道路整備事業」は、上記2事業と連動して整備を進めていますが、駅周辺には未だに整備が進んでいない都市計画道路が多くあります。都市計画決定当時と現在とで、社会情勢は大きく変わってきているため、整備の必要性や実現性の変化に対応する必要があります。

このような状況を踏まえ、より実現性の高い計画へ見直しを行い、事業効果を早期に実現できるよう知立駅周辺の都市計画道路・駅前広場の見直し案を作成しました。

今回、より多くのご意見を反映させるため、パブリックコメント（市民意見提出手続）制度に基づき、広く意見を募集します。

▼意見募集案件

・知立駅周辺整備計画見直し案

▼意見募集期間

3月5日㈫～29日㈮

▼閲覧場所

・都市計画課（市役所4階）

・行政資料コーナー（市役所3階）

・図書館

・市ホームページ

▼意見の提出方法

・郵送 〒472―8666（住所不要）知立市役所都市計画課宛

・FAX(83)1141

・Eメール tosikeikaku@city.chiryu.lg.jp

・都市計画課窓口へ直接書面で提出

※様式は自由ですが、住所と氏名は必ずご記入ください。電話での受付は行いません。

▼問合せ 都市計画課 都市企画係（☎(95)0129）

平成25年度休日納税相談窓口

税務課 徴収係（☎(95)0117）

平日は仕事などにより納税に関する相談ができない人のための休日納税相談窓口を市役所税務課で開設しています。平成25年度は、開設日が毎月第4週の日曜日となりますのでご注意ください。（ただし、8月と2月は第4土曜、日曜日の2日間開設します。）

▼日曜休日納税相談
・時間　午前8時30分～正午
・ところ　市役所1階　税務課窓口
※ポルトガル語の通訳があります。

■平成25年度納税相談日程表

①	4/28（日）	⑧	10/27（日）
②	5/26（日）	⑨	11/24（日）
③	6/23（日）	⑩	12/22（日）
④	7/28（日）	⑪	1/26（日）
⑤	8/24（土）	⑫	2/22（土）
⑥	8/25（日）	⑬	2/23（日）
⑦	9/22（日）	⑭	3/23（日）

下水道供用開始区域が広がります

下水道課 下水庶務係（☎(95)0159）

平成25年3月31日から、長篠町新田東、長篠町丸山、長篠町大山、長篠町八ツ田道、広見四丁目、八ツ田町一丁目、谷田町西一丁目、谷田町西ノ割、谷田町北屋下、谷田町南屋下、牛田町六反、宝二丁目の一部区域で、新たに下水道が使えるようになります。（左図参照）

○次のとおり縦覧します
▼縦覧期間　3月15日㈮～28日㈭（土・日曜日、祝日を除く）
▼縦覧時間　午前8時30分～午後5時15分
▼縦覧場所　下水道課（2階）

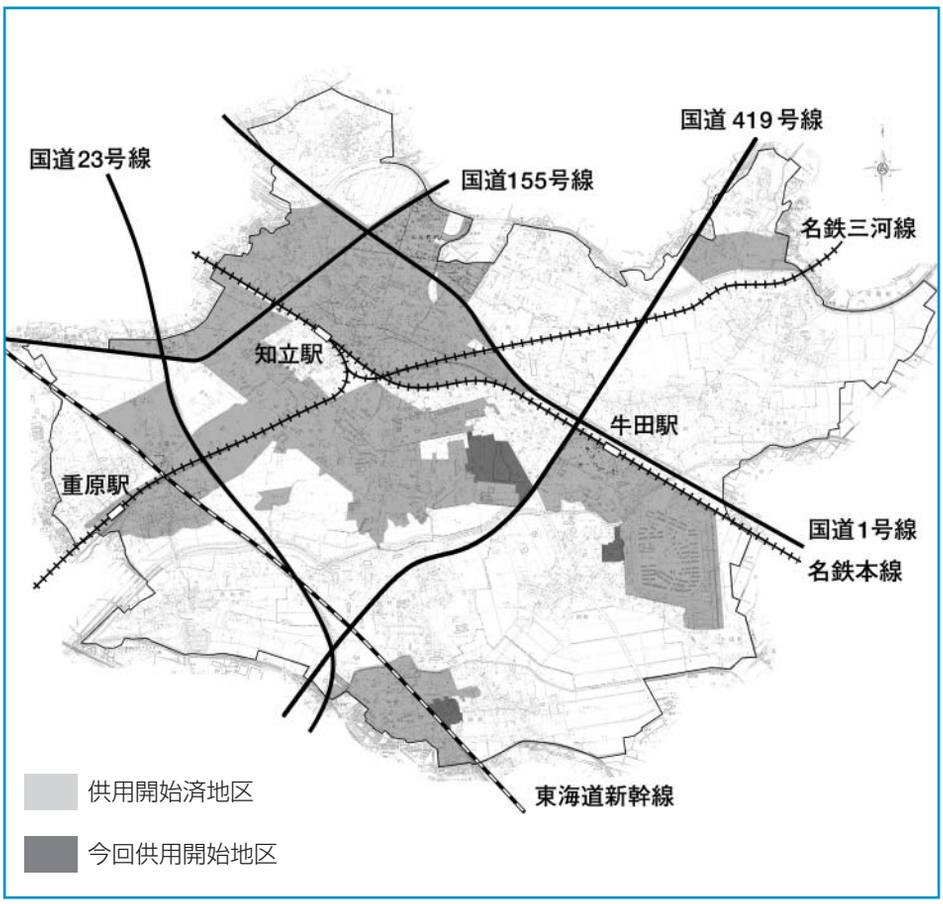

今回下水道が使用できるようになった区域にお住まいの人で、汲み取り便所を使用されている人については3年以内に、それ以外の人は速やかに下水道への接続をお願いします。なお、すでに使用できる区域にお住まいの人で、まだ、接続工事をされていない人も同様にお願いします。

▼受益者負担金制度

公共下水道の整備に伴い、下水道が使えるようになった区域の人に建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

新たに下水道が使えるようになった区域の土地の所有者に対し、5月に受益者申告書を送付します。その申告書により誰を受益者にするかを申告していただきます。

その後、市は申告書に基づき受益者を決定し、土地の面積に応じて受益者負担金を負担していただく通知をします。（負担金は土地に対して賦課されるもので、一度限りです。）

負担金額は、受益地面積に1㎡当り350円を乗じて算出します。

受益者負担金について詳しくは市ホームページをご覧ください。
http://www.city.chiryu.aichi.jp/0000001573.html

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

一般不妊治療費補助金制度

保健センター（☎(82)8211）

不妊で悩んでいるご夫婦に、その治療費の一部を補助します。

▼対象者　ご夫婦のどちらかが知立市に住所があり、医療保険に加入し、医師に不妊治療の必要があると診断された法律上のご夫婦（他の市町村で同様の補助を受けている場合はお問合せください）

▼対象治療　平成24年3月から平成25年2月までに受けた不妊検査、一般不妊治療、人工授精

▼対象費用　不妊治療に要する費用の自己負担額。健康保険適用外の費用も対象となります。（文書料などの治療に直接関係のない費用は対象外）

▼補助内容　1夫婦1年度につき1回、自己負担額の2分の1、上限5万円（1年度は3月受診分から翌年2月受診分です。）

期間は継続する2年間で、他の市町村で受けた補助期間も含まれます。

▼申請期日　3月29日㈮まで

▼その他　申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

上下水道の手続きはお早めに！

これからの時期は、就職や進学などで引越しする人が多くなります。上下水道の開始や中止の手続きは以下の方法でお願いします。市ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

▶問合せ　水道課　料金企画係（☎95－0132）

「みずっち」

□上下水道の開始・中止申請方法　※必ず希望する日の3日前までに申請をお願いします。

① 市役所またはリリオ出張所窓口での申請
- 市役所2階　水道課⑪窓口（業務時間　平日　午前8時30分～午後5時15分）
- リリオ出張所（木曜日を除く平日　午前9時～午後8時／土・日曜日、祝日　午前9時～午後5時）

※リリオ出張所は取次ぎ業務のみです。問合せは水道課へ業務時間内にお願いします。

② FAXによる申請（専用の申請書をFAXで送信していただく方法です。）
申請書は、市ホームページのトップにある「引越し」の「水道や下水道に関する手続（開始や中止）」からダウンロードできます。また、水道課へ業務時間内に電話いただければ申請書を送付します。

③ あいち電子申請・届出システム（インターネットからの申込み）による申請
※詳しくは「あいち電子申請・届出システム」ホームページをご覧ください。（市ホームページからリンクしています。）

○電話による申請は行っていませんのでご注意ください。
○使用者本人からの申請ができない場合、代理（会社・家族等）申請も可能です。
○使用者の名義変更も①～③のいずれかの方法でお願いします。

□上下水道料金の納入方法　※①･②いずれかの方法でお願いします。途中での切り替えも可能です。

① 口座からの引落し　※検針した月の翌月10日（休日の場合は翌営業日）に引落しされます。
以下の金融機関口座（一部を除く）から引落しが可能です。
三菱東京UFJ銀行・愛知銀行・中京銀行・名古屋銀行・三重銀行・碧海信用金庫・岡崎信用金庫・豊田信用金庫・西尾信用金庫・愛知県中央信用組合・あいち中央農業協同組合・ゆうちょ銀行
- クレジットカードからの引落しはできません。
- 申請用紙は、水道課または上記の金融機関の市内店舗窓口（一部を除く）にありますので、通帳・お届け印・検針票（お手元にある場合）を持参の上お申込みください。
- 郵送による申請も可能ですので、用紙を水道課まで請求してください。
- 口座からの引落しの場合、引落し開始まで1か月程度時間がかかることがあります。

② 窓口払い　※検針した月の月末に納入通知書（ハガキ）を送付します。（次の場所で納入してください。）
上記金融機関の窓口（一部を除く）・納入通知書に記載のあるコンビニエンスストア・市役所（1階金融機関窓口または2階水道課）・リリオ出張所
※納入期限を過ぎたものは利用できない場合がありますので、期限内に納入してください。

知立八橋東部土地区画整理事業変更事業計画の縦覧

まちづくり課 区画整理係（☎(95)0130）

知立八橋東部土地区画整理事業の変更事業計画を縦覧します。

この変更事業計画に対してご意見のある利害関係者は、4月2日(火)までに愛知県知事に意見書を提出することができます。

▼縦覧期間　3月6日(水)～19日(火)午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所　まちづくり課（土・日曜日は北玄関宿直室）

平成25年度第1回危険物取扱者試験

知立消防署 予防係（☎(81)5992）

◎危険物取扱者試験

▼とき　5月12日(日)

▼ところ　名古屋市内

▼試験種類　乙種全類・丙種

▼受付期間

［電子申請］3月29日(金)午前9時～4月7日(日)午後5時

［書面申請］4月1日(月)～10日(水)

▼申込み　電子申請、郵送または持参により(財)消防試験研究センター愛知県支部（☎052(962)1503）に提出してください。

※願書は3月18日(月)から消防各署でお渡しします。

※予備講習会の申込みは、（一社）愛知県危険物安全協会連合会のホームページで内容等を確認してください。

市史編さん嘱託員募集

文化課 市史編さん係（☎(83)6789）

▼募集人数　1人

▼雇用予定期間　6月1日～平成26年3月31日（雇用更新の可能性有り）

▼業務内容　市史の編さんおよび刊行に関すること

▼勤務条件等

(1)給与　月額17万6千300円

(2)勤務日　月21日以内で、週5日以内（月曜日は原則として休日）

(3)勤務時間　週28時間45分以内で、1日7時間以内

(4)休暇　年次有給休暇、特別休暇の制度があります。

▼受験資格等　昭和18年4月2日以降に生まれた人で、日本史を専攻した学芸員の資格を有する人

▼受験手続き　市販の履歴書に必要事項を記入、および3か月以内に撮影した写真を貼付け、資格証明書とともに、3月1日(金)～24日(日)までの午前9時～午後5時15分までに、図書館・歴史民俗資料館内2階の市史編さん室まで、本人が持参してください。

※ただし、3月4日(月)、11日(月)、18日(月)、22日(金)を除く。

▼試験予定日　4月7日(日)

▼試験種目　作文試験、面接試験

▼その他

①提出された書類は、一切返却しません。

②受験資格の有無、提出書類の記載事項について、不正があったときは、合格を取り消すことがあります。

愛知県だより

「あいち消費生活情報」ウェブサイトが生まれ変わりました

県民生活部県民生活課（☎052(954)6166）

■学んで防ごう！消費者トラブル

新たなウェブサイトでは、消費生活情報について楽しく学ぶことができます。また、子どもや若者から高齢者まで、それぞれに向けたページを設け、分かりやすくなっています。

▼新生ウェブサイトの特徴

○楽しく学べる学習コンテンツ

悪質商法に遭わないためのレッスン動画や教員向けマニュアル、事例まんが、消費者かるた、キッズページ、トラブル心理チェックなど、楽しく学べるコンテンツが充実しています。

○多様な情報発信

フェイスブックやツイッター、スマートフォン専用ページを使った情報発信も行っています。

▼公開開始　3月1日(金)から

○ホームページ

http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/

未就職卒業者等を対象とする就職支援事業の参加者募集

就業促進課（☎052(954)6374）

県では、未就職卒業者等が、県の委託事業者に雇用され、給料を受け取りながら、研修や職場実習を通じて、正規雇用を目指す就職支援事業を実施します。

▼対象者　平成25年3月に就職先が決まらないまま大学、高校等を卒業する人、または平成23年3月以降に卒業し、かつ、未就職状態にある人

▼定員　120人

▼支援内容　ビジネスマナー等の研修・民間企業での職場実習

▼雇用期間　平成25年3月29日～10月31日まで

▼給料　月額14万4千円（交通費は別途支給）

▼応募方法　3月21日(木)までに県が委託した事業者へ直接、お申込みください。（選考あり）

○ホームページ

http://www.pref.aichi.jp/shugyo/kinkyu/

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

知っていますか？軽自動車税

▼問合せ　税務課　市民税係（☎(95)0116）

軽自動車税は4月1日現在の所有者等（納税義務者）に課税されます。

軽自動車を登録、廃車、譲渡等する場合には、関係機関への届出が必要です。また、スクラップ、盗難等により実際に所有していなくても所定の手続きをしないといつまでも税金がかかります。

車　種	課　税　標　準			年税額
原動機付自転車	総排気量50cc以下のもの			1,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下の二輪			1,200円
	総排気量が90ccを超え125cc以下の二輪			1,600円
	総排気量が50cc以下で三輪以上（ミニカー）			2,500円
小型特殊自動車	農耕作業用（農耕トラクターなど）			1,600円
	その他のもの（フォークリフトなど）			4,700円
軽自動車	二輪のもの（総排気量が125cc～250ccまで）			2,400円
	四輪のもの	乗　用	営業用	5,500円
			自家用	7,200円
		貨物用	営業用	3,000円
			自家用	4,000円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの			4,000円

軽自動車税は、月割で計算しません。4月1日を過ぎてから、廃車、名義変更をしても税の払戻しはありません。

3月末は、窓口が混雑しますので早めに手続きをしてください。

○納税方法

年1回、5月中旬に納税通知書を送付しますので5月末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）までに市役所、最寄りの市税取扱金融機関およびコンビニエンスストアで納めてください。

※口座振替の人は、5月末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）に指定口座から引き落としされます。便利な口座振替をぜひご利用ください。

○軽自動車税の減免

原則として、心身に障がいのある人（18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人）が所有しているオートバイ、軽自動車にかかる税金は、障がいの程度により一台に限り減免が受けられます。

なお、すでに普通自動車で税金が減免されている場合は、受けられません。

▼申請期限
4月1日(月)～5月24日(金)までに税務課市民税係へ。

▼持参するもの
身体障害者手帳等・自動車検査証・運転免許証（該当の車を運転する人のもの）・印鑑

○軽自動車の手続き

▼市役所でできる手続き
・原動機付自転車（125ccまで）
・小型特殊自動車
・ミニカー

手続き内容		必要なもの
登録するとき	販売業者から購入する場合	登録者の印鑑、販売証明書
	市外から転入した場合	登録者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート
	人から譲り受けた場合	登録者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート、譲渡証明書
廃車するとき		登録者の印鑑、ナンバープレート
盗難にあったとき		※必ず警察に届けてください 警察への盗難届出済の証明できるもの、登録者の印鑑

○登録者と届出者が違う場合、届出者の印鑑が必要になります。

▼市役所以外の手続き場所（車種により異なります）

車　種	届　出　先	
二輪の軽自動車（125cc～250ccのもの）	軽自動車協会	三河分室 豊田市若林西町西葉山48番地1 （☎0565-52-3111）
軽自動車	軽自動車検査協会	愛知主管事務所　三河支所 豊田市若林西町西葉山48番地2 （☎0565-51-2555）
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	運輸支局	西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46 （☎050-5540-2047）

原動機付自転車、小型特殊車両以外は自家用自動車組合でも代行しています。（岡崎、豊田ナンバーは除く）
安城商工会議所内（☎76-3451），刈谷商工会議所内（☎21-3702）

バイク・原動機付自転車にも自賠責保険（共済）への加入が法律で義務付けられています。無保険（無共済）で走行すると、法律により罰金および罰則が課せられ、免許停止処分となります。

▼自賠責保険（共済）の取扱い
損害保険会社、農業協同組合（JA共済連）、労働者共済生活協同組合（全労済）、自動車共済協同組合（全自共）、トラック交通共済協同組合（交協連）

※バイク、原動機付自転車は次の代理店等で加入手続きができます。
バイク販売店・カーディーラー・コンビニエンスストア・損害保険会社の代理店・農協等